

# 第111回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和5年3月27日(月曜日)

出席議員  (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 11 号 佐用町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 12 号 佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 13 号 佐用町情報公開条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 2 号 第 2 期佐用町地域福祉計画の策定について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 30 号 令和 5 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 6. 議案第 31 号 令和 5 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 7. 議案第 32 号 令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 8. 議案第 33 号 令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 9. 議案第 34 号 令和 5 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 10. 議案第 35 号 令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 11. 議案第 36 号 令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 12. 議案第 37 号 令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 38 号 令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 14. 議案第 39 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 40 号 令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 41 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 17. 発議第 6 号 佐用町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 18. 同意第 1 号 佐用町副町長の選任について
- 日程第 19. 同意第 2 号 佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 20. 発議第 3 号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）の継続審査について
- 日程第 21. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 22. 議員派遣について
- 

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（小林裕和君） 改めまして、おはようございます。

議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、慎重にご審議賜りますようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入ります。

---

- 日程第 1. 議案第 11 号 佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 12 号 佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 13 号 佐用町情報公開条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（小林裕和君） まず、日程第 1 から日程第 3 までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 1、議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、日程第 3、議案第 13 号、佐用町情報公開条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

議案第 11 号から議案第 13 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、廣利一志議員。

〔総務常任委員長 廣利一志君 登壇〕

総務常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

本議会の付託案件審査結果について、報告をさせていただきます。

付託されました議案は、議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。議案第 12 号、佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。議案第 13 号、佐用町情報公開条例の一部を改正する条例についてです。

審査日時は、令和 5 年 3 月 9 日、木曜日、午前 9 時 27 分開会の午前 11 時 6 分審査終了です。

場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階、議員控室。

出席者は、委員全員。当局からは、町長、副町長、総務課長、情報政策課長、情報推進室長、同室主事。事務局からは、局長、局長補佐であります。

議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ほか関連があり、一括提案されていますので、議案第 12 号、議案第 13 号も併せて追加説明を求めました。

追加説明では、個人情報保護法については、平成 15 年に制定のデジタル社会の進展に必要なデータ流通を前提として、個人情報を、しっかり保護するとしている。そのために、国の 3 つの上位法令を 1 つにし、各自治体においても条例を国に合わせて制定する。あわせて関連する条例の一部を改正するというのが、今回、提案の内容です。

個人情報を巡っては、情報通信技術の進展、新たな産業の創出及び発展、個人情報の取扱いに関する意識の高まりがあります。また、様々なサービスの登場、不正アクセスの増加と手口の巧妙化、さらには、パーソナルデータのリスクの拡大、個人データの国を越えた移転の急速な増大などの状況変化がある。そのような状況変化を踏まえて、国によって、個人情報保護制度の見直しが行われるようになっている。

地方公共団体では、本年 4 月 1 日から施行ということで、3 月議会に改正について、議案を提出となった。

今回の改正は、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な共通ルールを法律で設定する形です。それぞれの自治体で、独自に作成された個人情報保護条例が、それぞれの団体ごとの違いでデータ流通の支障になっていたという実情もあり、ルールを統一化するために、今回、国の法律が改正されたということになっている。

法律改正によって、個人情報保護の規律が全国統一ルールに基づくことになり、地方公共団体においては、令和5年度より新たな制度運用を開始する必要がある。

第11号議案では、現行の個人情報の町条例を廃止し、新たな、新条例を新設したい。また、今回の廃止、新設に合わせて、町の施行規則も廃止し、新たに規則を新設したい。

12号議案は、審査会に関するもので、現行の審査会は、規則において規定が定められているが、このたび、規則を廃止し、新たに条例化するという形で考えている。今回の条例制定に合わせて、情報公開の審査会、それと個人情報の審査会を統合して、1つの審査会として、運用を考えている。

第13号議案は、現行の情報公開条例の一部改正です。法改正に伴い、個人情報保護の運用ルールを町の条例から法律に移行するため、必要な部分について、一部改正を行う必要がある。

質疑では、佐用町まちづくり基本条例の一部改正（案）新旧対照表の参考資料の個人情報の保護から、個人情報を適切に取り扱わなければならないになっているが、プライバシー保護の後退にならないか。答弁では、現行、保護しなければならないから、改正案では、適切に取り扱わなければならないというふうになっている。デジタル化によって、情報を流通させ、経済を盛り上げるというふうになっています。

質疑では、久崎財産区には、久崎財産区議会があり、今回の提案の中で、「町の機関」には、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会云々とあるが、久崎財産区議会は除くとあるが、取扱いはどうなるのか。答弁では、財産区は、町の機関の一部として対応すると考えている。この内容は、間違いと捉えている。答弁がありまして、この内容は、訂正させていただきますという答弁があり、この件について、町当局から議案の内容について修正したいとの申出があり、暫時休憩の後、委員の皆さんの協議を行いました。委員全員の了承を得て、本会議での議案の修正の提案、その前提で審議を継続するという形になりました。

再開後、答弁として、訂正内容について、議案の訂正について、ご迷惑をお詫びします。佐用町個人情報保護に関する法律施行条例の第2条第2項の「町の機関等」とは、町の機関及び町の区域内に存する財産区で、括弧書の財産区を除くという箇所を削除する訂正をお願いいたします。財産区は国（町と後で訂正あり）の機関として条例の対象となるという答弁がありました。

討論に入りました。反対討論として、条例案は、国のデジタル関連法の一環として、個人情報保護法が改定されて、個人情報保護制度が全国的に共通ルールとして適用されることになったために、本町の条例を全部改定しようとするもので、これまでの条例が、個人の権利、利益、保護を目的としていたのに対して、行政の持つ個人情報を、民間、営利企業に開放しようという内容だ。個人情報保護を軽視して、プライバシーを侵害するおそれがある。また、既存の条例を、国がリセットすることは、地方自治を踏みにじるものであり、反対する。

討論を終結し、採決をいたしました。

議案第11号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、賛成多数で、原案のとおり可決となりました。

議案第12号、佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての審査に入りました。

質疑として、現在の審査会の状況、委員 10 人で組織とあるが、一本化で人数の変更はあるのかという質疑があり、答弁として、現状の個人情報審査会の取組としては、平成 25 年 8 月に 1 件。平成 26 年の 2 月に 1 件。平成 27 年に 3 件の審議があった。令和 3 年、ひきこもりのアンケート実施の情報収集についての審査会を開いている。4 月以降、統合した審査会では、委員 10 人以内という形を踏襲したい。

質疑では、自衛隊への個人情報の提供は閲覧なのか、紙ベースなのか。答弁として、閲覧なのか、紙なのか確認できませんが、自衛隊には提供しています。

質疑を終えて、討論に入りました。反対討論として、議案第 12 号、佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、国の法改正に伴う条例制定であり反対する。

討論を終えまして、採決に入りました。議案第 12 号、佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、賛成多数で、原案のとおり可決となりました。

議案第 13 号、佐用町情報公開条例の一部を改正する条例について、質疑では、行政機関等による匿名加工情報という言葉が新たに出ているが、説明を。答弁として、匿名加工情報は、新たに、今回の法改正で使われています。匿名加工情報は、一定のルールの下で、事業者間のデータ取引で、利活用を促進するという、今回の法改正の主旨に則って、新たに導入の言葉です。

質疑で、その加工は、町がするのか。個人が特定されるとか、危険性があるのでは。答弁では、匿名加工情報は、文字を暗号化して、流出しても安心であると思っているという答弁がありました。

討論に入りました。反対討論として、議案第 13 号、佐用町情報公開条例の一部を改正する条例については、国の法改正に伴う条例改正であり、その立場から反対する。

採決に入りました。

議案第 13 号、佐用町情報公開条例の一部を改正する条例について、賛成多数で原案どおり可決となりました。

以上、今議会付託、総務常任委員会に付託されました 3 件の審査報告を、以上で終わります。

議長（小林裕和君） 委員長。

総務常任委員長（廣利一志君） すみません。ちょっと、私が、報告した内容で、久崎財産区のところの委員長報告のところ報告が、国の機関というふうに述べたようですが、久崎財産区、町の機関であります。訂正をさせていただきます。

議長（小林裕和君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 11 号から順に、委員長報告に対しての質疑、討論、採決を続けて行います。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

まず、議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場から討論します。

本条例案は、国のデジタル関連法の一環として、個人情報保護法が制定され、個人情報の保護制度が全国的に共通ルールとして適用されることになったため、本町の条例を全部改定しようとするものです。

これまでの条例が、個人の権利、利益保護を目的としていたのに対して、行政の持つ個人情報を民間、営利企業に開放しようというものです。

反対の 1 つは、個人情報保護を軽視して、プライバシーを侵害するおそれがあること。

2 つには、既存の条例を国がリセットするようにすることは、それ自体、地方自治を踏みにじるものであるからです。

条例リセットの目的は、匿名加工情報制度と情報連携を自治体に行わせ、教育・健康診断・介護サービス・子育て支援など住民サービスに直結する個人情報を出させようとするものです。情報は集積されればされるほど利用価値が高まり攻撃されやすく、情報漏洩を 100%防ぐ完全なシステム構築は不可能で、一度漏れた情報は流通、売買され、取り返しがつきません。本来、個人に関する情報は、本人以外にむやみに知られることのないようにすべきものです。

個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに、慎重に取り扱われるべきものとしております。プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権です。個人情報保護法は、個人の権利を明確にし、プライバシー権を拡充する法改正がむしろ必要で、どんな個人情報が集められているかを知り、不当に扱われないように関与する権利を保障することが求められます。

以上指摘し、本条例制定に反対します。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

[高見君 挙手]

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） 議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

本件は、令和 3 年のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正を受け、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等個人情報法の 3 本の法律を統合し、令和 5 年 4 月から地方公共団体の個人情報保護制度についても、国と共通ルール化されることになるため、必要な条例制定であります。

議案第 11 号は、現行の佐用町個人情報の保護に関する条例を廃止するとともに、開示決定の期間、開示請求手数料、町審査会への諮問など、法で委任された事項及び条例を定めることが認められた事項を規定しようとするものであります。

また、同時に行われる関係条例の一部改正も適切に規定されていることもあわせて、本条例案に賛成いたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。  
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 2、議案第 12 号、佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 12 号、佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に反対の立場から討論します。  
法改正に伴う条例改正で、個人の権利を守るための規定は薄く、真に個人情報を保護する組織に見直すことが必要であることを指摘し、反対します。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） 議案第 12 号、佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。  
本条例の制定は、現状では個別に設置しています「情報公開審査会」と「個人情報審査会」について、2つの審査会を条例として格付し、新たに制定したことは、審査会の役割である情報開示請求等の不服申立てを審査するにあたり、町民の個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく調査審議を行う必要な機関であるという観点から、本条例案に賛成いたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。  
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。



本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第13号、佐用町情報公開条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 委員会報告によると、自衛隊への情報提供についてなんですが、委員長報告によると、閲覧でしているのか、紙での提供なのか、確認できないということだったんですけども、けど、情報は提供しているということなんですが、なぜ、確認できないんですか。そんなこと、確認できるはずですし、再度、お伺いします。自衛隊の提供は、紙で行っているのか、あるいは閲覧なのか。あるいは、また、データで提供しているのか、お答えください。

〔総務常任委員長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、廣利委員長。

総務常任委員長（廣利一志君） 委員会開催時には、その旨の質問もありまして、担当課のほうからも答弁があったんですけども、たまたま行事で、担当課の職員がいないということで、委員会の開催時には、どちらか確認ができなかったと。

それは、改めて、報告をいただくということになっておりますので、委員会開催時には、ちょっと、どちらか確認ができなかったということです。  
ということで、よろしいでしょうか。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 確認できなかったということは分かりました。

そしたら、改めて、担当課のほうにお伺いします。

今の件、今、お答えできるでしょうか。

議長（小林裕和君） 児玉議員、委員長に対する、審査報告への質問ですから、気をつけてください。

7番（児玉雅善君） はい、了解しました。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。  
ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 13 号、佐用町情報公開条例の一部を改正する条例について、反対の立場から、討論を行います。

法改正に伴う条例制定で、自治体に、匿名加工情報制度と情報連携を行わせるものです。その結果、管理リスクが増し、過重負担になる問題が起こると指摘されているところです。

「匿名加工」作業を外部委託することも可能なため、加工前の膨大な詳細な個人情報が委託先の外部へ渡ることによって個人情報が守られるかという懸念もあります。本人の同意もなく、外部に渡った情報が漏えいすれば行政への信頼を失いかねない問題があります。実際、NHK 委託先法人から契約者情報が詐欺グループに漏えいした例もあります。

以上指摘して、反対とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） 議案第 13 号、佐用町情報公開条例の一部改正する条例について、賛成討論の立場で討論いたします。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い個人情報保護の運用ルールが町条例から法律に移行となるため、その必要な部分について一部の改正であること。

また、先ほどの議案第 12 号で審議した「情報公開審査会」と「個人情報保護審査会」の統合についても、町民の個人情報の適正な取扱いの確保を行うという観点から「佐用町情報公開・個人情報保護審査会」の設置は必要であるということから、本条例改正案に賛成いたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 2 号 第 2 期佐用町地域福祉計画の策定について（委員長報告）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 4、議案第 2 号、第 2 期佐用町地域福祉計画の策定についてを議題とします。

議案第 2 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、金澤孝良議員。

〔産業厚生常任委員長 金澤孝良君 登壇〕

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査を行いました。その結果を報告いたします。

審査日時は、3月10日、金曜日、午前9時26分より開会いたしました。

場所は、第1庁舎西館3階の議員控室です。

出席者は、委員7名と議長。当局からは、町長、副町長、総務課長、健康福祉課長、子育て・福祉室長、同室係長。事務局より、事務局長、局長補佐であります。

議案第 2 号、第 2 期佐用町地域福祉計画の策定についての審議を行うため、当局に追加説明を求めました。

追加説明では、本計画は、第 1 章から第 5 章で構成されており、第 1 章では、計画の策定に当たり、策定の背景、位置づけ、体制を示すとともに、地域福祉に必要な助け合いと、その連携を謳っている。

第 2 章では、アンケート結果を分析し、課題としてまとめている。

第 3 章では、計画の基本理念と 4 つの基本方針、13 の施策を設定し、人や町が温かな気持ちになれる社会を目指すことを促している。

第 4 章では、31 の個別事業の施策を展開すべく、町の取組、団体・事業所及び町民の役割を示している。

第 5 章では、計画の推進体制を示し、地域における多種多様な課題に対して、お互いの役割を補い合って本計画を着実に推進することを示している。

この地域福祉計画（案）は、地域福祉計画策定委員会の協議と、町民等へ広く素案を公表し、意見を受けて、最終案として取りまとめたものである。

計画の概要版を 4 月に全戸配布を行い、地域福祉の推進を図っていくとの趣旨説明を受けました。

質疑を行いました。

ひきこもりや閉じこもりの方などについて、民生委員、自治会長等は、何人ぐらいあるのかの把握はできているのかの質疑に対して、健康福祉課の事業として、一昨年度から調査を始めて、今年度は、保健師や相談事業などが入り、調査から回答を得た方については、20 数名ほどの社会的なひきこもり状態であることを把握しているとの答弁がありました。

次の質疑で、1,000 人を対象に実施したとあるが、どのような方を選んでアンケートを出したのかの問いに対して、住民基本台帳をもとに、全町民のデータから無作為にパソコンから抽出した 1,000 人になりますが、世代を 4 つに分け、均衡的になるようにしたとの答弁を受けました。。

次に、活動を担い手任せにせず、役割を分担して取り組める環境をつくりをしますとあるが、これについての説明を願うとの質疑に、アンケートとか、自治会長や地域づくりからの意見を聞くと、担い手になると、役割が重すぎて大変という意見が多くあり、担い手がなくなると活動自体がなくなってしまうので、活動を担い手任せにせず、みんなで取り

組もうではないかといったような1つの提案として書いているとの答弁がありました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に移りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決を行いました。

採決の結果は、全員賛成、よって、議案第2号、第2期佐用町地域福祉計画の策定については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、報告といたしますが、詳細については、会議録をご覧ください。以上です。

議長（小林裕和君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第2号について、委員長報告に対しての質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第2号、第2期佐用町地域福祉計画の策定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

- 
- |        |        |                                         |
|--------|--------|-----------------------------------------|
| 日程第5.  | 議案第30号 | 令和5年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）              |
| 日程第6.  | 議案第31号 | 令和5年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）    |
| 日程第7.  | 議案第32号 | 令和5年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）        |
| 日程第8.  | 議案第33号 | 令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）       |
| 日程第9.  | 議案第34号 | 令和5年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）          |
| 日程第10. | 議案第35号 | 令和5年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）        |
| 日程第11. | 議案第36号 | 令和5年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について（委員長報告） |
| 日程第12. | 議案第37号 | 令和5年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）      |
| 日程第13. | 議案第38号 | 令和5年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員         |

長報告)

- 日程第 14. 議案第 39 号 令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について (委員長報告)  
日程第 15. 議案第 40 号 令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について (委員長報告)  
日程第 16. 議案第 41 号 令和 5 年度佐用町水道事業会計予算案について (委員長報告)

議長 (小林裕和君) 続いて、日程第 5 に入ります。

日程第 5 から日程第 16 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 (小林裕和君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 30 号、令和 5 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 16、議案第 41 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

議案第 30 号から議案第 41 号までについては、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会の審査報告を求めます。

予算特別委員長、岡本義次議員。

[予算特別委員長 岡本義次君 登壇]

予算特別委員長 (岡本義次君) 皆さん、おはようございます。

令和 5 年 3 月 6 日、及び令和 5 年 3 月 7 日にわたり、予算特別委員会に付託されました議案の審議を行いましたので、報告いたします。

予算特別委員長、岡本。副委員長、森脇裕和議員でございます。

付託議案、議案第 30 号、令和 5 年度佐用町一般会計予算案について。議案第 31 号、令和 5 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について。議案第 32 号、令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について。議案第 33 号、令和 5 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について。議案第 34 号、令和 5 年度佐用町介護保険特別会計予算案について。議案第 35 号、令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について。議案第 36 号、令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について。議案第 37 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について。議案第 38 号、令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について。議案第 39 号、令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について。議案第 40 号、令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について。議案第 41 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計予算案について。

委員会報告。

それでは、命により報告をいたします。

予算特別委員会に付託されました、令和 5 年度佐用町一般会計予算案及び特別会計予算案の審議について、報告をいたします。

報告については、全議員で構成する委員会ですので、主な質疑の概略を述べる形といたします。

審議日時、一般会計予算案については 3 月 6 日及び 7 日、各特別会計予算案については 3 月 7 日、一般会計に引き続き、議場にて行いました。

出席者は、全議員と当局から町長、副町長、教育長、各課長、各関係室長です。

まず、議案第 30 号一般会計予算案から報告します。

歳入では、町税について、滞納状況の質疑があり、令和 3 年度決算で、滞納総額 8,161 万 1,694 円。滞納者数が 269 人で、これについて、個人町民税、法人税、固定資産税、軽自

自動車税、国民健康保険税の合計との報告があり、町民税については県民税も一緒に龍野県税事務所と共同で催告書を送るなど、取り組んでいるとの答弁がありました。また、令和元年度より、宍粟市と徴収職員の人事併任協定を結び、一緒になって取り組む協力体制となっているとの答弁がありました。

森林環境譲与税について、配分額、主な事業の質疑があり、令和元年度、1,627万5,000円、第2庁舎内装の木質化、広葉樹林の整備のモデル事業など。令和2年度、3,458万4,000円、航空レーザー測量を用いた森林資源量調査。令和3年度、3,459万5,000円、令和2年度に引き続き、森林資源量調査を実施。令和4年度は、4,510万円、町有林化促進事業に充当しているとの答弁がありました。

コミュニティバス運行事業利用負担金について質疑があり、船越線、テクノ線については、利用者が年々減少している。特に、毎日利用される学生の方が減少しているとの答弁がありました。

キャンプ場の利用状態、安全性の質疑があり、安全性の確保については、草刈り作業中は、バリケード、表示板で注意喚起を促す。また、転倒防止のため、木製通路の整備など、今後も、安全面に注意しながら取り組むとの答弁がありました。また、購買代金も増加しており、特に、まきなどは需要が多くあるとの答弁がありました。

コンサート・公演チケット料についての質疑があり、佐用町の施設は小規模で座席数が少ないため、商用コンサートでは収支の関係で開催は難しい。また、町主催のチケット料は、町民の皆様が来やすいように、講演内容に合わせて子供料金を設けるなど、その時々で検討しながら設定しているとの答弁がありました。

男女の出会いサポート活動費について質疑があり、直近5年で、15回開催。参加者数は、男性229名、女性210名。カップル成立数95組。成婚数は8組となっているが、成婚されても報告がないので把握が難しい。また、活動費については、十分とは言えないが、引き続き細やかな支援を続けていきたいとの答弁がありました。

富山から来られるC I O補佐官について、赴任旅費とか、引っ越し費用は出ないかとの質疑があり、今は、身分的に民間のため、新入職員と同様で赴任ではないので出せないとの答弁がありました。

朝霧園の利用状況について質疑があり、現在、町内の方が22名、町外の方が8名で、合計30名ですが、平均年齢が85歳になっており、特養に行かれる方、入院される方、亡くなられる方、そういう状況が、5年ぐらいは続くのではないかと思われる。また、養護老人ホームと特養は全く違うので、朝霧園を特養化はできないとの答弁がありました。

佐用町畜産クラスター事業について質疑があり、町で牛舎を整備して、賃貸借で新規就農者に有料でお貸しする計画だが、牛は入植される方が用意をするので、2年、3年で回収できる事業ではないが、年限は必要だと考えている。今の想定は15年程度が妥当かと思うが、臨機応変に対応していきたいとの答弁がありました。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金についての質疑があり、土砂災害防止事業で、イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域と、レッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域があり、4年ほど前に、県が、イエローゾーン、レッドゾーンの指定をしたので、それ以降、町は予算を上げているが、これまでの申請で建て替えられた実績はありません。ちなみに、レッドゾーンの地区は町内580か所あるとの答弁がありました。

上三河農村舞台の保存修理についての質疑があり、佐用町が管理団体になっているが、日常の管理は、地元の保存会で実施している。大きな修理は、国の補助金等を活用して修繕をしている。令和5年度の事業として、下屋根ふき替えなどを予定している。活用については、児童数の減少で存続が困難になっているとの答弁がありました。

小学校費の備品購入費で、図書購入費について、質疑があり、図書購入に当たり選定規

定はありません。図書の担当教諭、担任が中心になって、選書している。図書費については、小学校は、1人当たり1,000円、1学級当たり2万2,000円。中学校は、1人当たり1,500円、1学級当たり2万5,000円を各学校に配分し、各学校ごとに図書を選定しているとの答弁がありました。

以上で、一般会計の質疑を終了し、討論に入り、反対討論では、少子高齢化、過疎化が急速に進み、地域や産業の振興、教育文化の発展、子育てしやすい町の充実に不十分な予算であるとの討論がありました。賛成討論では、行財政を安定的に運転する予算になっているとの討論がありました。

採決の結果、議案第30号、令和5年度佐用町一般会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

引き続き、3月7日に各特別会計の審議を行いました。

出席者は、全議員と当局からは、町長、副町長、教育長、各課長、関係室長です。

議案第31号、メガソーラー事業収入特別会計では、事業収入、歳出とも質疑はなく、討論もなく、挙手全員で、議案第31号、令和5年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案は、原案のとおり可決しました。

議案第32号、国民健康保険特別会計では、歳入は、一般被保険者国民健康保険税が前年より減額となっている要因についての質疑があり、団塊の世代の後期高齢者医療への移行や、社会保険の適用拡大に伴う移行によって、被保険者が減少している。そのため保険税の減少も発生しているとの答弁がありました。

歳出では、マイナンバーカードの保険証利用としての活用利用状況の質疑があり、マイナンバーカードを使って、保険証に登録される方は1,177人。佐用町で使える医療機関や薬局は12か所で、利用状況は把握していないとの答弁がありました。

討論では、反対の意思表示、賛成の意思表示がありました。

議案第32号、令和5年度佐用町国民健康保険特別会計予算案では、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第33号、後期高齢者医療特別会計の歳入では、滞納繰越の質疑があり、滞納繰越分の滞納者は6名で、そのうち4名は生活保護受給者、生活困窮者で執行停止中。2名は差押えと分納中で、徴収率63.1%との答弁がありました。

討論では、反対の意思表示、賛成の意思表示がありました。

議案第33号、令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第34号、介護保険特別会計では、歳入で、1号保険者の保険料が引き上がっている要因について質疑があり、例年実績値で積算していたため、翌年度に65歳になる方を含んでいなかったが、今回から65歳になるであろう人数を含んだものに見直したため、この増減で約400万円の増になっているとの答弁がありました。

討論では、反対の意思表示、賛成の意思表示がありました。

議案第34号、令和5年度佐用町介護保険特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第35号、簡易水道特別会計では、歳出で、委託料に、企業会計に変わることに伴うシステムの移行料とかも含まれているかとの質疑があり、法適用支援業務委託2,205万円が企業会計に向けての委託料であるとの答弁がありました。

討論はなく、議案第35号、令和5年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案は、挙手全員で原案のとおり可決しました。

議案第36号、特定環境保全公共下水道事業特別会計では、歳出で、工事請負費の主な工事についての質疑があり、3つの事業を行っている。1つは、汚水集合処理区の統合事業。

2つ目は、汚泥集約化事業。3つ目は、施設の更新事業との答弁がありました。

討論はなし、議案第36号、令和5年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案は、挙手全員で原案のとおり可決しました。

議案第37号、生活排水処理事業特別会計は、歳入歳出とも質疑がなく、討論もなし、議案第37号、令和5年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案は、挙手全員で原案のとおり可決しました。

議案第38号、西はりま天文台公園特別会計では、歳入で、教育使用料が減少しているが、挽回策は考えているのかとの質疑があり、ここ2、3年は、コロナで減少しているが、令和4年度から回復傾向にあるとの答弁がありました。

歳出では、グループロジの老朽化が進んでいるが、改修の予定、今後の方針について質疑があり、部分修繕はしているが、浴室部分については、状況を見ながら大規模改修が必要かどうか検討したいとの答弁がありました。

討論はなし、議案第38号、令和5年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案は、全員多数（後で賛成と訂正あり）で原案のとおり可決しました。

議案第39号、笹ヶ丘荘特別会計の歳入では、以前の町長の発言で、今回の予算に反映されていることはあるのかとの質疑があり、町長が申したのは、抜本的な見直しですから、慎重な協議と時間が必要ですので、今回の予算には大きく反映はされていないとの答弁がありました。

歳出では、カラオケ使用料について、今はアプリなどを個人が利用していただくなど、選択肢もあると思うがと質疑あり、現在、カラオケを使っているのは、高齢者の方が非常に多く、今の時点では、高齢者の方が楽しんでいただける設備として、1台は残していきたいとの答弁がありました。

討論なし、議案第39号、令和5年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案は、全員多数（後で賛成と訂正あり）で原案のとおり可決しました。

議案第40号、石井財産区特別会計で、質疑、討論なく、議案第40号、令和5年度佐用町石井財産区特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第41号、水道事業会計では、収入、支出、予算収入及び支出見積基礎までを一括審議で、質疑、討論なし。議案第41号、令和5年度佐用町水道事業会計予算案は、全員多数（後で賛成と訂正あり）で原案のとおり可決しました。

以上で、予算特別委員会に付託されました案件についての報告を終わりますが、ちょっと、気がついたことを、申し述べさせていただきますが、ページを議員がめくっているのに、5分、6分かからないのに、度々、

議長（小林裕和君） 岡本委員長、委員長報告だけにしてください。

予算特別委員長（岡本義次君） いやいや、それで感じたことを言うておるんや。

議長（小林裕和君） 委員長報告だけにしてください。

予算特別委員長（岡本義次君） それを、やはりですね、

議長（小林裕和君） 岡本委員長、

予算特別委員長（岡本義次君） あかんは、そんなん。



議長（小林裕和君） 岡本委員長、ちょっと、伝えることがありますので、こちらへ来て  
ください。

予算特別委員長（岡本義次君） いやいや、あんな、質疑なし、なしってね、それも議長が、副  
議長が、ここで何回も言うてね、人が、そんなことあかんですよ。

議長（小林裕和君） 委員長、発言は控えてください。

予算特別委員長（岡本義次君） みんなが税金納めておるのに、何言うておるんや。

議長（小林裕和君） 委員長、発言を控えてください。

予算特別委員長（岡本義次君） そんなこと、あかんで。  
ここで、やっぱり審議して、

議長（小林裕和君） ここで、休憩します。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 29 分 再開

議長（小林裕和君） それでは、休憩を解きます。

予算特別委員長（岡本義次君） 今、述べました中で、西はりま、笹ヶ丘荘、水道事業、全員多  
数と言ったのは、全員賛成ということで、訂正いたします。

そういうことで、町民の方が傍聴に来られておったら、ほんまにあきませぬのです。ち  
よっと、お願いします。

議長（小林裕和君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。会議録が残っておりま  
すのでね、会議録で、また、皆さん、確認していただければいいと思います。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 30 号か  
ら、順次、討論及び採決を続けて行います。

まず、日程第 5、議案第 30 号、令和 5 年度佐用町一般会計予算案について、討論を行  
います。

まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 30 号、令和 5 年度佐用町一般会計予算案に反対の立場から  
討論を行います。

コロナ禍や物価高騰が住民の暮らしを苦しめております。そんな中で、政府は大軍拡を  
進め、社会保障の削減などで、さらに住民を苦しめています。

佐用町は地方自治の精神を生かし国の防波堤になって、町民の誰もが住みやすいまちづ  
くりを進めることが求められます。

毎年、積み増し続けられる基金は、引き続き、住民1人当たりでは、県下第1位です。この基金を若者定住や子育て支援、高齢者施策など、今の住民が求めている事業への財源として有効に活用すべきです。

少子化対策では、教育費の負担軽減が子育て世代の強い要求であり、社会の大きな課題です。佐用町独自施策として義務教育は無償という憲法第26条の規定に伴って、学校給食費は半額補助から完全に無償化するべきです。その経費は約3,800万円余りで実現できます。町が、その気になればできることです。地産地消を一層推進し、農業の活性化を進め、地域活性化につなげることなど、積極的な施策になると思います。新年度子育て支援での紙おむつ無償提供に取り組む予算化は住民要望に応えたもので賛同できます。保育料の無償化は第1子からの実施を。保育士の正職員化は保育の質向上など、職員の職業意識の向上にとって重要です。同一労働同一賃金の観点からも保育士の正規職員化を図るべきです。

新型コロナウイルス感染症対策では、国が5類に引き下げることとあわせて、感染症対策や検査治療への公的支援を後退させようとしています。住民の命と健康を守るための施策が必要です。

政府のデジタル化への対応について、国は、マイナンバーを税、年金、健康保険のみならず預金口座、国家資格、運転免許証などのひもづけ拡大を検討しています。マイナンバー制度は政府の意向を無批判に受け入れるのではなく、監視管理社会に向かうものであることを町民に情報提供すべきです。マイナンバーカードの所持を事実上強制し、医療機関に負担と混乱をもたらす健康保険証との一体化と保険証廃止の方向は国民皆保険制度の崩壊につながりかねません。法案の撤回を求めたい。町としても求めてほしい。

ジェンダー平等を進めるために女性の人権を守る取組として、小中学校のトイレに生理用品は設置すべきです。取組を既に行っている自治体では、子供たちや関係者から歓迎の声が聞かれます。各地で取組が広がっています。各地の経験などを参考に早急に実施すべきです。

高齢者施策では、加齢性難聴への補聴器購入補助制度の創設が求められます。文化教育の発展、健康増進を支援するため、町民の公共施設利用料は免除すべきです。

商工業施策では、小規模事業者などに経済的にも事務的にも多大な負担をもたらすインボイス制度について、地元の小中零細業者や地域経済にどのような影響があるのかを検証し、問題点を町が把握し、制定されている商工業振興基本条例を生かした抜本的な商工業者への支援が必要です。

公債費の繰上償還について、地方債の発行は必要な事業に対し、将来の住民も負担を負うもので、一般家庭でいう子や孫に借金を残すという性格のものではありません。繰上償還は、現在の住民に負担増を求めるもので、公債費の繰上償還はやめるべきです。事業の発注、委託に当たっては事業者の資格を厳正に行うとともに、透明性の確保に努め、公正な競争が求められているところです。

本予算は、誰もが安心して暮らせるまちづくりには不十分な予算です。町は、住民の切実な声に応えることを指摘して、反対討論といたします。

議長（小林裕和君） 次は、賛成討論の方はありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） 議案第30号、令和5年度佐用町一般会計予算案に賛成の討論をしま

す。

令和5年度佐用町一般会計予算案は、森林の適正管理へつなぐための町有林促進事業の継続拡大、姫新線・智頭急行線利用促進のための鉄道利用促進事業の継続拡大、DXの対応を強化加速させるためのCIO補佐官。最高情報責任者補佐官の新規任用。新規就農促進。畜産業振興のための新規事業。畜産クラスター事業。子育て環境を充実させるための新規事業として、紙おむつ等の無償提供クーポンの支給などなど、これまでの取組と成果を踏まえ、各事業を発展的に継続しつつ、新規事業にも取り組む予算編成となっています。

地域の特性を生かしたまちづくりを推進し、町行財政を健全・安定的に運営するための堅実な予算であると思います。

令和5年度予算における施策の実施、目的の達成には町民皆様の理解と協力が不可欠だと思います。と同時に、行政の組織力・実行力の向上・強化も重要となります。人口の減少、AIの発展など、社会環境の変化によって、町として対応していかなければならない変化が今後も起きてきます。変化にしっかりと対応しながらも、町民に分かりやすく、理解の得られる行政運営を切望し、賛成の討論といたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第31号、令和5年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第32号、令和5年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 32 号、令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の反対討論を行います。

国保会計は、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となっています。町が所得総額や被保険者数、世帯数の県内における割合に応じて納付金を負担することになりました。

2014 年、国保の都道府県化に向けて、国と全国知事会、全国市長会、全国町村会など、地方団体から加入者の所得の低い国保の医療が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっているのは、国保の構造問題であるとして、国保を維持可能とするには、協会けんぽの保険料並みに引き下げのため、1兆円の公費負担増を行うよう政府に求めたところです。1兆円の公費投入が行われれば、保険者の人数に応じて、人頭税のようにかかってくる均等割、各世帯に定額でかかる平等割という、けんぽにはない保険料賦課の仕組みを全廃することができます。けんぽの保険料は収入に保険料率をかけて計算され、家族の人数が保険料に影響することはありません。

国は、就学前の子供の均等割に補助をしましたが不十分です。

町は、一般会計からの繰入れで、18 歳までの均等割を廃止し、保険料を引き下げるべきです。

運営主体が県になったとはいえ、厚生労働省は、一般会計の繰入れは自治体の判断でできる。生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ないと、制度導入時答弁しています。

制度の抜本的な見直しこそ必要です。

滞納対策は、滞納に至るまでの生活実態をよく聞き、保険証の取上げや差押えなど、強権的なやり方ではなく生活再建に向けた丁寧な支援を求めます。

被保険者の負担軽減に取り組むべきであることを指摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） 議案第 32 号、令和 5 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を確立していくために、重要かつ必要な制度であることは言うまでもありません。

佐用町においては、約 3,500 名の国民健康保険加入者があり、これは、人口の約 23% を占めています。

国民健康保険制度を安定的に運営するために、兵庫県と佐用町が共同保険者となり医療保険制度を構築するための国民健康保険法の法律に基づき運営をされています。

本町においての令和 5 年度予算案では、税率改正は行わず、据え置きとされ、保険税収入は約 3 億 2,600 万円で被保険者数の減少等もあり、前年度比で約 700 万円、2.2%の減額となっております。

兵庫県が県全体の医療費を見込み、これを基に、各市町の所得水準や被保険者数に応じて算定した納付金として、約 5 億 400 万円、保険給付費として、約 14 億 8,500 万円が計上されています。

国民健康保険は、ほかの医療保険と比べると、年齢構成や医療費水準が高く所得水準は

低い被保険者が多く、所得に占める保険料負担が重いといった構造的な問題を抱えているのが現状であります。県に納付する納付金や保険事業の実施にかかる経費を賄うために、必要な保険税を設定し、収納率の向上を図るとともに、保険者努力支援制度においても医療費適正化対策等に積極的に取り組むことで、特別交付金等の財源の確保にも努めています。

保険税算定については、所得割・均等割・平等割ともに適正に行われ、低所得者に対する軽減措置も行われており、被保険者に配慮した保険税になっていると思われま

す。今後は、県が算定する事業納付金や医療費水準、そして、所得水準に応じた標準保険料率を参考に決定する国民健康保険税額、そして、給付費額の推移に留意しながら、町民が安心して活用できる保険制度であり続けることをお願いいたしまして、令和5年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、賛成といたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を11時とします。

午前10時46分 休憩

午前10時59分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第8、議案第33号、令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 議案第33号、令和5年度後期高齢者医療特別会計予算案に対して、反対の立場から討論します。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象に平成20年に創設された医療制度で、都道府県ごとに設置され、全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となり、

市町村と事務を分担し運営を行うこととされています。

また、医療給付に要する財源は、公費が約5割、後期高齢者支援金が約4割、後期高齢者保険料が約1割によって賄うとされています。

保険料は、2年ごとの保険料率の見直しの都度に引き上げられ、令和4年10月からは、窓口での一部負担金の負担割合が見直され、新たに2割負担が追加され、1割、2割、3割負担の3区分となりました。

これまで、1割負担だった方の多くが、一部の軽減策があるものの、多くの方が2割負担となり、保険料とともに負担が、ますます重くなっています。

コロナ禍や終わりの見えないウクライナ戦争等の影響により、あらゆる物価が高騰し、高齢者を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。

政府は、大軍拡を進める一方で、社会保障の削減などで、さらに国民を苦しめています。社会保障は国民の負担を軽くするのが本来のあり方であるにもかかわらず、国保や介護保険料等も含めた、この福祉の（聴取不能）は、逆に国民を苦しめる結果となっています。

佐用町は、地方自治の精神を生かして、独自の負担軽減策を取るべきであることを指摘して反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、幸田議員。

3番（幸田勝治君） 議案第33号、令和5年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案に、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療保険は、ご存じのように国の制度の中で運営されている会計であり、高齢者が適切な医療を受け、安心して暮らせなければいけません。

令和4年度補正予算は、この3月20日に3億1,720万5,000円で全員賛成で可決されました。令和5年度予算では3億3,597万8,000円で加入者が安心して安定的に医療を受けられる予算となっています。

今後、後期高齢者医療保険は大切な時期を迎えていきますが、円滑な運営をお願いして、賛成といたします。

議長（小林裕和君） ほかに、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第34号、令和5年度佐用町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 34 号、令和 5 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、反対の立場から討論を行います。

介護保険制度は、政府が制度改悪を繰り返し、介護の危機は深刻化しております。

厚生労働省は、2022 年度末には、介護保険制度の見直しの意見として、その内容は、利用者 2 割負担の対象を拡大する所得基準の引下げ、施設の相部屋の室料の導入、要介護 1・2 の在宅介護サービスの保険料給付外し、ケアマネジャーの有料化などとなっています。

介護サービスの利用控えや高齢者の重度化が進み、家族の介護負担を招くなど、大問題になります。

町は、介護の拡充と改善を図るために、国に対し、制度改悪を許さない声を上げるとともに、介護労働者の労働条件を改善するべきです。

さらに、住民の命と暮らしを守るため、一般会計からの繰入れで、介護保険料の軽減と利用料軽減制度を創設するべきことを指摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

[大内君 挙手]

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） 議案第 34 号、令和 5 年度佐用町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

第 8 期介護保険事業計画の最後の年になりますが、年々少子高齢化が進み、ますます介護が必要となる人が増える中、佐用町は、制度を安定、継続していくために一般会計から 4 億 7,352 万 1,000 円と基金 524 万 5,000 円とで合計、4 億 7,876 万 6,000 円を繰入れし、安心してサービスを受けられる予算編成になっています。介護保険制度を維持させるため、実施事業の検証や保険料収納率の向上、低所得者の負担軽減など適正かつ住民が安心できる制度の運用を要望して、賛成討論とします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 34 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 10、議案第 35 号、令和 5 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 35 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 11、議案第 36 号、令和 5 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 36 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 12、議案第 37 号、令和 5 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 37 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 13、議案第 38 号、令和 5 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕



議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 38 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 14、議案第 39 号、令和 5 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 39 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 15、議案第 40 号、令和 5 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 40 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 16、議案第 41 号、令和 5 年度佐用町水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 41 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。令和 5 年度の一般会計から水道事業までの特別会計までの案件は全て可決されました。ここで、予算特別委員会の委員長報告について、明らかな誤り等がある部分がありますので、これについては、必要最小限度で正文は、議長の会議録整備権の範囲として認められておりますので、修正、修文をさせていただくということで、皆さんのご理解をいただきたいと思うんですが、そういう形にさせていただいてもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） それでは、議長に一任をさせていただきます。

---

日程第 17. 発議第 6 号 佐用町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 17 に入ります。日程第 17 から日程第 19 は、本日、追加提出の案件であります。

まず、日程第 17、発議第 6 号、佐用町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（尾崎基彦君） 朗読します。

発議第 6 号、佐用町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

佐用町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり定める。令和 5 年 3 月 27 日提出。

提出者、佐用町議会運営委員会委員長、加古原瑞樹。

理由、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が、地方公共団体の執行機関に直接適用され、地方議会は適用対象外とされたことに伴い、佐用町議会における自律的な個人情報の取扱いに関する規律を定めるため。

議長（小林裕和君） 提案に対する提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、加古原瑞樹議員。

〔議会運営委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

議会運営委員長（加古原瑞樹君） ただ今、上程いただきました発議第 6 号、佐用町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の令和 3 年 5 月の公布に伴う改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が、本年 4 月 1 日から、地方公共団体の執行機関には直接適用されることとなりますが、地方議会は国会や裁判所が法による個人

情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、同法の適用対象外とされました。

このため、佐用町議会では、現行の佐用町個人情報の保護に関する条例において、議会も同条例の対象とされており、引き続き個人情報の取扱いについて、全国的な共通ルールに沿った自律的な措置を講じる必要があり、個人情報の保護に関する法律や佐用町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を踏まえつつ、新たに本条例を制定しようとするものです。

主な内容としまして、まず、第1章において、条例制定の目的、個人情報の定義及び議会の責務について規定しております。

次に、第2章において、議会における個人情報等の適切な取扱いについて必要な事項を規定しております。

次に、第3章において、議会が保有する特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表について規定しております。

次に、第4章において、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の権利及び手続等について規定し、審査請求があったときは、佐用町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしています。

次に、第5章において、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供等について規定しております。

最後に、第6章において、議会事務局の職員が、正当な理由がなく個人情報ファイルを提供した場合、不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等の罰則について規定しております。

以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 提出者の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 発議第6号、佐用町議会個人情報保護に関する条例の制定に対して、反対討論をします。

2015年5月に成立したデジタル関連法の重要な柱の1つ個人情報保護法が改定されました。

新しい法律において、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されます。

これまで、町の個人情報保護条例は、町議会も実施機関に含めた条例の対象とされてき

ましたが、法改定で、国会や裁判所、地方議会を対象としないことから、佐用町議会を対象とした新たな個人情報保護に関する条例を制定しようとするものです。

町の個人情報保護に関する法律施行条例は、全国的な共通ルールが規定されることにより、町でこれまで規定していた個人情報の収集は本人から直接収集するなどの収集の制限、目的外利用、外部利用の制限、オンライン結合の制限などの原則や例外とする事例は審議会の意見を聞くなど、個人情報の保護のために発展させていった内容を後退させることとなりかねません。

議会は、共通ルール化の適用対象から外されているにもかかわらず情報開示を前提とする匿名加工情報を条例に含めていることも問題です。議会が持つ個人情報には、請願者や傍聴者など、個人情報が含まれています。匿名加工情報として開示されることなど、個人情報の流出につながるものであることを指摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次は、賛成討論の方はありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 発議第 6 号、佐用町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

本条例は、改正後の個人情報の保護に関する法律の規定から、地方議会が適用対象外となったため、佐用町議会において個人情報の取扱いについて全国的な共通ルールに沿った規定を定める必要が生じ、新たに制定しようとするものです。

今後、佐用町議会において、個人情報の保護・活用においては、より一層の適正な取扱いが図られるものと期待し、本条例案に賛成します。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第 6 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 6 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、発議第 6 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 18. 同意第 1 号 佐用町副町長の選任について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 18、同意第 1 号、佐用町副町長の選任についてを議題とします。

ここで、江見秀樹企画防災課長の退席をお願いします。

〔企画防災課長 江見秀樹君 退場〕

議長（小林裕和君） 事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（尾崎基彦君） 朗読します。

同意第1号、佐用町副町長の選任について。

佐用町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法、昭和22年法律第67号、第162条の規定により議会の同意を求める。

令和5年3月27日提出。佐用町長、庵途典章。

住所、佐用町大島。氏名、江見秀樹。

以上です。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第1号、佐用町副町長の選任についてのご説明を申し上げます。

本件につきましては、10年以上にわたり、佐用町の安定した行財政運営に大きな力を発揮していただいた、現、坪内頼男副町長から2月21日付で辞職願を受理しており、3月31日付をもって退任することとなりました。

同氏の後任として、江見秀樹、現企画防災課長を副町長に選任いたしたく、ご同意をお願いするものでございます

江見課長は、平成5年3月に京都産業大学法学部を卒業したのち、同年4月に旧佐用町役場に採用されてから現在まで30年間、職員として勤務しておりますが、この間、福祉課福祉医療係長、兵庫県市町振興課派遣、財政室室長補佐、まちづくり企画室室長、企画防災課長等を歴任しており、その長い町職員としての幅広い経験の中で行政全般に精通し、人格、識見共に副町長として適任であると考え、選任をいたしましたので、ご同意をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第1号は、同意することに決定しました。

ここで、江見課長の入室をお願いします。

〔企画防災課長 江見秀樹君 入場〕

議長（小林裕和君） 江見課長に報告します。ただ今、同意第1号については、原案のとおり同意されましたので報告します。  
ここで暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時29分 再開

議長（小林裕和君） 本会議を再開します。

日程第19. 同意第2号 佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議長（小林裕和君） 続いて、日程第19、同意第2号、佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。  
ここで再度、江見課長の退席をお願いします。

〔企画防災課長 江見秀樹君 退場〕

議長（小林裕和君） 事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（尾崎基彦君） 朗読します。  
同意第2号、佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。  
次の者を佐用町固定資産評価員に選任したいので、地方税法、昭和25年法律第226号、第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。  
令和5年3月27日提出。佐用町長、庵途典章。  
現住所、兵庫県佐用郡佐用町大島。氏名、江見秀樹。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第2号、佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。  
固定資産評価員は、地方税法第404条第1項の規定により、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため設置することとされております。

このたび現副町長、坪内頼男氏が3月31日付をもって退任されることに伴い、固定資産評価員を辞任される届けがあり、受理をいたしましたので、後任に、江見秀樹氏を選任するものであります。

地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第2号は、同意することに決定しました。

ここで、江見課長の入室をお願いします。

〔企画防災課長 江見秀樹君 入場〕

議長（小林裕和君） 江見課長に報告します。ただ今、同意第2号については、原案のとおり同意されましたので報告します。

---

#### 日程第20. 発議第3号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）の継続審査について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第20、発議第3号、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）の継続審査についてを議題とします。

産業厚生常任委員長から、委員会において審査中の発議第3号、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の委員会の継続審査の申出があります。

審査を付託しております産業厚生常任委員会の審査内容の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、金澤孝良議員。

〔産業厚生常任委員長 金澤孝良君 登壇〕

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） 産業厚生常任委員会に付託されました発議第3号、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）の審査を行いました。その結果について、報告をいたします。

審査日は、3月10日、金曜日、午前10時23分より開会いたしました。

出席者は、委員7名と議長。そして、提出者の廣利議員と事務局より事務局長、局長補佐であります。

初めに、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）について、追加説明を求めました。

追加説明では、意見書は35年にわたる被害についてや、やっと、国会が救済の法案を昨

年 12 月 10 日に成立させたことを、地方議会からも救済の実現を図り、連携すべき弁護士団体の活動を支援し、救済の窓口になる地方の消費生活相談窓口への予算配分の強化を求めたり、人材教育などを求めたものですとの追加説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、佐用でも旧統一教会に関係する方が何人ぐらいいるのかに対しまして、答弁として、親戚、関係者を含め、どの自治体にもおられると思うが、具体的な回答は難しいとの答弁がありました。

次の質疑は、被害の防止、また、被害者救済には賛成するが、全国の県議会、町村議会からも同趣旨の意見書を出されているが、何か所かで統一教会の信者さんから訴訟をされているが、この意見書の内容により、同じような危惧があると思うがとの質疑に、訴訟されている自治体の意見書とは、内容が少し違うと思う。今回のこの意見書は被害者救済のところに重点を置いているとの答弁をいただきました。

次の質疑は、被害者救済は民法で対応できるし、さらに 12 月の国会の法改正で救済等は対応できるのではないかの質疑に、法案そのものは国会の議論の中でもありましたが、万全な法案ではないというところがあり、2 年後に見直しがあるようだ。国会、あるいは政府の救済を、地方でも声を上げていくということが必要だとの答弁がありました。

以上で、質疑を打ち切り、廣利議員に退席をしていただき、その後、委員で意見書案の審議を行いました。

その内容は 4 点あります。

1 つ、このままの案で提出すれば、佐用町議会が出した意見書で訴訟を起こされる危惧がある。意見書提出は慎重に行いたい。

2 つ目として、他の議会の訴訟を起こされた背景を調べてからのほうがいいのではないか。

3 つ目として、文言を精査してから修正するのか、提出しないのかも含めて、引き続き考えていきたい。

最後の 4 つ目の件ですが、国会で法律が成立した後で出す意見書としては、実効性を確保する意味での、さらなる法案の充実という面での意見書であればよいのだが、この意見書案は、そういった面で検討が必要なため継続審議にしたほうがよいなどの発言が出て、審議を終了いたしました。

委員から発議第 3 号の意見書は、さらに内容を検討するために継続審議にしてはとの発言がありましたので、継続審議にするかどうかは、採決を行いました。

賛成多数で、発議第 3 号は、継続審議といたしました。

なお、今定例会での審議は、会期の日程上できませんでしたので、閉会中の継続審査の申出を会議規則第 71 条に基づき委員長名で議長に提出いたしました。

これで、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審議、経過についての報告は終わります。以上です。

議長（小林裕和君） 産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

ただ今の委員長の報告に対する質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕



議長（小林裕和君） ないようですので、これで討論を終結します。  
これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。  
委員長から申出のとおり、発議第3号を、閉会中の委員会の継続審査とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、委員長から申し出のとおり、発議第3号を閉会中の委員会の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第21. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第21は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。  
お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙の申出のとおり決定しました。

---

#### 日程第22. 議員派遣について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第22、議員派遣についてを議題とします。  
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思っております。  
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

---

議長（小林裕和君） 以上で、本日の日程は終了しました。  
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、第 111 回佐用町議会定例会は、これをもって閉会とします。

午前 1 1 時 4 8 分 閉会

---

#### 議長挨拶

議長（小林裕和君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月2日に開会した第111回佐用町議会定例会も本日閉会となりました。

議員各位におかれましては、今期定例会に上程されました各案件等全てにおいて、慎重審議をいただき、1件は継続審査となりましたが、適切な結論をいただきましたことに感謝申し上げます。

今定例会は、令和5年度当初予算を審議する予算特別委員会を設置していただき、岡本委員長、森脇副委員長には、委員会運営並びに質疑にご尽力を賜り、ありがとうございます。

本年度も、あと僅かとなり、桜の季節となりました。この季節は、毎年、別れと、新たな旅立ちの季節でもあります。勇退される坪内副町長をはじめ、定年退職を迎えられる管理職の皆さん方には、長い間、佐用町の発展のためにご尽力をいただきましたことに対し、議会を代表して、心より御礼申し上げます。

今後とも、健康にご留意いただき、引き続き佐用町のためにご理解とご協力をいただくことを願っております。

また、議員の皆さん方におかれましても、町民の安心・安全で豊かな生活が営まれるために、新年度に向けての日々、議員活動にご精励賜りますようお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。

町長、挨拶をお願いします。

#### 町長挨拶

町長（庵途典章君） それでは、3月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、本定例会に上程をさせていただきました次年度、令和5年の一般会計並びに各特別会計予算につきましては、それぞれ特別委員会等での慎重な審議もいただきながら、全て原案どおり可決いただきまして、誠にありがとうございました。

また、あわせて各条例案等につきましては、それぞれ慎重審議賜りまして適切妥当な結論をいただきましたことに、改めて、お礼を申し上げたいと思います。

そして、今日、提案をさせていただきました人事案件であります副町長の選任につきましても、全員の同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

この後、また、退任します坪内副町長、そして、この3月末をもって定年退職を迎える、出席をしております課長におきましても、皆様にお礼の御挨拶をさせていただきたいと思っておりますけれども、早速、議長のほうから、ねぎらいの言葉を賜りまして、私からもお礼を申し上げたいと思います。

新年度まで、まだ一週間ありますけれども、4月から新しい年度、新しい体制で、山積しております、本当にたくさんの佐用町にも課題を抱えております。山積しております。町民の皆さんの負託に答え、行政の果たすべき役割と責任を、しっかりと新しい体制で心

機一転の気持ちで取り組んでまいりたいと考えております。引き続き、議員皆様方のご支援とご協力、ご理解を賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この1年間、令和4年度振返ってみても、コロナで明け暮れた1年になってしまいましたけれども、しかし、その中にあっても、議員皆様のご支援、ご協力を賜りながら、令和4年度計画をしてまいりました各事業、事務事業におきましても、何とか全て予定どおり完了することができました。

コロナのほうも、ようやく、こうして下火になってきて、この5月の連休明けからは、5類になると、指定替えになるということでもありますけれども、この影響は、まだまだこれ、ずっと来年度も続くと思います。

さらに、その上に、国際情勢、非常に不安定な緊迫した状況の中にあります。グローバル化した世界の中で、日本の国自体も、非常に厳しい状況に置かれて、経済も、これから、どういうふうな状況になっていくか、これも、なかなか見通しが立たないというような状況でありますけれども、町行政だけでできることは、本当に限られた中でありまして、精一杯、町民の皆様の安心して暮らしていただける、また、そうした行政として、やらなければならない責任、役割を、しっかりと果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。

引き続き、また、来年度も皆様方、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君）

終了いたします。